

指導監査の概要

1. 指導監査の目的

障害福祉サービス事業者等に対し、必要な基準等についての周知徹底及びその遵守を図ることを方針とし、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付等の給付の適正化を図ります。

2. 指導監査の根拠規定

(1) 指導の根拠

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という) 第10条第1項
- 児童福祉法第57条の3の2第1項

(2) 監査の根拠

- 障害者総合支援法第48条、第51条の27及び第66条
- 児童福祉法第21条の5の22、第24条の34及び第57条の3の2

3. 指導監査の方法等

(1) 集団指導

制度の趣旨・目的の理解を図り、適正な運営、適切な報酬請求等について指導(周知徹底)を行います。

- 【対象】・大分市が指定権限を持つ指定障害福祉サービス事業者等
・前年度に新たに自立支援給付等対象サービスを開始した事業者
・過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定した事業者

【頻度】年1回程度(内容によってはこの限りではない。)

【方法】講習等の方法により行う(オンライン等の活用(オンライン会議システム、ホームページ等を利用するものをいう。))による動画の配信等による方法を含む。)

(2) 運営指導(旧実地指導)

各事業所において関係書類等の確認及びヒアリングを行い、人員、設備、運営及び自立支援給付費等の報酬請求について指導を行います。

- 【対象】・大分市が指定権限を持つ指定障害福祉サービス事業者等の事業所
・新規指定を受けた事業所

- ※指定就労継続支援A型事業所については開設後6月頃に実施
- ・指定更新を行った事業所
- ・その他指導が必要と認められる事業所
(苦情・虐待等の情報提供があった場合、前年度の運営指導で指摘事項が多かった場合等)

【頻度】概ね3年に1回(運営等に重大な問題がある場合は1年に1回)

【方法】事業所等の実地において指導を行います。

○ 運営指導の流れ

- ① 運営指導日の属する月の前月初め頃に実施通知を送付します。
↓
- ② 運営指導日の14日前までに事前提出資料を作成し、指導監査課へ提出してください。
↓
- ③ 運営指導当日、担当職員が事業所を訪問し、聞き取り・書類等の確認等を行います。(指導監査課2～3名 必要に応じて障害福祉課職員 1～2名、所要時間 3 時間程度)
↓
- ④ 運営指導の概ね1か月後を目途に、結果通知を送付します。
↓
- ⑤ 結果通知に記載された指摘事項について、期限までに改善状況の報告書を提出してください。

○ 事前提出資料

運営指導の実施通知が届きましたら、事前提出資料の作成及び期日(運営指導日の14日前)までに郵送または直接提出をお願いします。紙媒体で提出する場合は、製本、ホッチキス止め等は不要です。また、データ(CD ロム)での提出も可能です。

事前提出資料の様式については大分市ホームページに掲載しています(サービスごとに様式が異なる)。なお、ホームページからダウンロードできない場合は紙媒体で郵送しますのでご連絡ください。

※ホーム > 健康・福祉・医療 > 社会福祉法人・施設等の指導監査 > 指導監査とは(概要・各様式) > 監査資料等

<https://www.city.oita.oita.jp/o077/kenko/fukushi/1176687152109.html>

(3) 監査

入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反であると認められる場合や不正請求等が行われている場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施し、不適正な運営や自立支援給付等の不適切な請求を早期に停止させます。

【対象】 大分市が指定権限を持つ指定障害福祉サービス事業者等の事業所で記により不正が行われている又はその疑いが認められる事業所

① 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 県、市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業所

② 運営指導において確認した情報

ア 著しい指定基準違反

イ 不正請求

ウ 不正又は著しく不当な行為

※ 運営指導中に上記に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「大分市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査へ変更する場合があります。

【方法】 監査の対象となる指定障害福祉サービス事業者等の事業所において行います。

○ 監査において指定基準違反等が認められた場合

下記の規定に基づき、行政上の措置を行います。

① 改善勧告

相当の期間を定めて、基準の遵守について勧告することができ、期限内に従わなかった場合は公表することができます。

・障害者総合支援法第49条及び第51条の28

・児童福祉法第21条の5の23第1項及び第24条の35第1項

② 改善命令

正当な理由がなくて勧告に係る措置をとらなかったときは、相当な期間を定めて勧告に係る措置をとよう命令することができ、命令した場合は、公示されます。

・障害者総合支援法第49条及び第51条の28

・児童福祉法第21条の5の23第3項及び第24条の35第3項)

③ 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止

改善命令に従わない場合や不正の内容が指定取消事由に該当する場合は、行政手続法第13条に規定される聴聞を行い、指定取消等を行います。

- ・障害者総合支援法第50条及び第51条の29
- ・児童福祉法第21条の5の24及び第24条の36

上記①・②・③に至らないと認められる場合は、運営指導に準じた指導を行います。

○ 不正利得の徴収

不正な請求により当該障害福祉サービス事業者等に支払われた金額を返還させるほか、その返還額に100分の40を乗じて得た額を支払うよう求めます。

- ・障害者総合支援法第8条第2項
- ・児童福祉法第57条の2第2項

○ 大分市による指定取消事例

平成24年度から今年度までに、大分市における指定取消事案は11件あり、その内容と件数については下記のとおりです。

主な取消事由	件数
不正な請求による指定取消	8件
不正の手段により指定を受けたことによる指定取消	3件

(4) 業務管理体制の特別検査

(3)の監査により指定取消し相当の事案が判明した場合に実施し、当該事案への組織的関与の有無の検証及び欠格事由該当者の確定を行います。

- ・障害者総合支援法第51条の3第1項
- ・児童福祉法第21条の5の27第1項

不正等の処分理由となる行為に関与したと認められた法人代表者、役員、事業所管理者(以下「役員等」という。)については、欠格事由該当者となり、その者を役員等とする法人等については、指定(更新)が受けられなくなります。

また、組織的関与が確認された場合、連座制が適用されることとなり、同一法人グループ等における密接な関係を有する法人が指定の取消しを受けた場合、指定・更新の欠格事由に該当し、新たな指定・更新を受けられなくなります。

（指定・更新が拒否されるのは、指定の取消しを受けた密接な関係を有する者が、同じサービス類型の指定を受けている場合に限る。）

※ 指導監査課では、事業者の適正な事業運営、サービスの質の確保及び向上の観点から、利用者に対して適正なサービスが提供されているか、適正な事業の運営、適切な報酬請求が行われているかを確認し、改善が必要な事項等について指導、助言を行っています。事業者においては、常日頃より法令等を遵守することに高い意識を持ち、適正な事業の運営、適切な報酬請求に組織的に取り組むことが重要です。